

臨時代理議決

平成25年12月19日

第56号議案

平成25年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条第10号の規定により、別紙のとおり
提出します。

平成25年11月27日

教育長 小田垣 勉

提出の理由

平成25年12月府議会定例会提出見込議案のうち教育委員会関係議案に
ついて、知事から意見を求められたので提出するものである。

別 紙

平成25年12月府議会定例会の議決を経るべき 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年11月22日付け5財第177号で意見を求められました平成25年12月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 平成25年度京都府一般会計補正予算（第5号）
異議ありません。
- 2 京都府立少年自然の家条例一部改正の件
異議ありません。

平成25年 月
12

京都府議会議案

平成25年 12月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	平成25年度京都府一般会計補正予算（第5号）	1
第2号議案	京都府立ゼミナールハウス条例一部改正の件	13
第3号議案	京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例等一部改正の件	15
第4号議案	京都府環境影響評価条例一部改正の件	19
第5号議案	京都府府営住宅条例一部改正の件	29
第6号議案	京都府立少年自然の家条例一部改正の件	31
第7号議案	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件	33
第8号議案	一般国道163号道路新設改良工事請負契約変更の件	35
第9号議案	京都府府営住宅榎島団地（仮称）建設工事請負契約変更の件（第1工区）	37
第10号議案	京都府府営住宅榎島団地（仮称）建設工事請負契約変更の件（第2工区）	39
第11号議案	財産無償貸付けの件	41
第12号議案	損害賠償請求事件に係る和解の件	45
第13号議案	京都府公立大学法人の中期目標を定める件	47
第14号議案	当せん金付証券発売の件	49

第 1 号 議 案

平成25年度京都市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度京都市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,738,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 933,682,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（府債の補正）

第 3 条 府債の変更は、「第 3 表府債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表繰越明許費」による。

平成 25 年 1 2 月 2 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		169,000,000	514,000	169,514,000
	1 地方交付税	169,000,000	514,000	169,514,000
9 国庫支出金		96,734,829	3,099,353	99,834,182
	1 国庫負担金	52,313,131	1,622,000	53,935,131
	2 国庫補助金	41,685,826	1,477,353	43,163,179
12 繰入金		29,253,453	361,100	29,614,553
	2 基金繰入金	28,907,731	361,100	29,268,831
15 府債		160,725,333	764,000	161,489,333
	1 府債	160,725,333	764,000	161,489,333
歳入	合計	928,943,640	4,738,453	933,682,093

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,725,249	1,791,853	44,517,102
	1 総務管理費	21,499,931	1,343,353	22,843,284
4 衛生費		1,139,205	448,500	1,587,705
	5 選挙費	25,833,146	26,100	25,859,246

		3 保 健 所 費	2,960,062	8,000	2,968,062
		4 医 薬 費	9,343,183	18,100	9,361,283
5 労 働 費			10,394,630	9,500	10,404,130
		1 労 政 費	747,118	5,500	752,618
		2 雇 用 対 策 費	9,478,075	4,000	9,482,075
7 商 工 費			121,152,638	45,000	121,197,638
		1 商 工 業 費	120,334,844	45,000	120,379,844
8 土 木 費			74,351,756	625,000	74,976,756
		3 河 川 海 岸 費	16,611,044	615,000	17,226,044
		4 港 灣 費	2,618,607	10,000	2,628,607
11 災 害 復 旧 費			8,875,016	2,241,000	11,116,016
		1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,629,174	520,000	3,149,174
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,046,842	1,721,000	7,767,842
歳 出		合 計	928,943,640	4,738,453	933,682,093

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
運転免許更新センター及びひび地域防犯ステーション整備等事業費	平成25年度から平成26年度まで	12億6,900万円に物価変動、地価変動及び法令の改正等に伴う増減額を加算した額	千円

2 変更

事	項	補正		前		後	
		期	間	限	額	限	額
舞鶴子ども療育センター整備費		平成25年度から平成27年度まで	平成27	限	1,379,000	平成25年度から平成27年度まで	1,627,000
		平成25年度から平成27年度まで	平成27		293,000	平成25年度から平成27年度まで	432,000

第3表 府債補正

起債の目的	補正		前		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
ゼミナールハウス施設整備費	120,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をすることができる。	120,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をすることができる。
職員研修・研究支援センター老朽設備改修費	15,000				15,000			
本庁舎老朽設備改修費	9,000				9,000			
旧本館修復整備費	112,000				112,000			
「文化のみやこ・京都」推進事業費	34,000				34,000			
運動公園施設充実費	9,000				9,000			
専用球技場整備費	55,000				55,000			
総合庁舎整備費	71,000				71,000			
総合庁舎耐震強化対策費	27,000				27,000			
植物園再生事業費	49,000				49,000			
感動アリーナ整備費	35,000				35,000			
はいはんならび設備整備費	55,000				55,000			
丹後海と星の見える丘公園整備費	9,000				9,000			

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率 [%]	限度額 千円	起債の方法	利率 [%]
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	107,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	107,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
鉄道駅舎パリアフリー化設備整備事業費	110,000			110,000		
北近畿タンゴ鉄道リニューアル支援費	83,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	83,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
JR奈良線複線化・高速化整備事業費	45,000			45,000		
市町村未来づくり交付金	1,400,000			1,400,000		
公共空間活用推進事業費	29,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	29,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
民間社会福祉施設支援事業費	405,000			405,000		
京都式地域包括ケア推進費	1,757,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	1,757,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
舞鶴こども療育センター整備費	90,000			90,000		
ふるさとの水確保対策事業費	210,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	210,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
京都動物愛護センター(仮称)共同設置事業費	23,000			23,000		
石綿健康被害救済基金拠出金	19,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	19,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内
府民力結集ソーラー発電推進事業費	18,000			18,000		
勤労者福祉会館整備費	3,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内	3,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体とを含む。)	年10.0以内

京都ジョブパーク施設整備費	52,000	52,000
高等技術専門学校設備等整備事業費	12,000	12,000
京力農場づくり事業費	45,000	45,000
農業基盤整備事業費	764,000	764,000
国直轄農業基盤整備事業費負担金	695,000	695,000
造林事業費	245,000	245,000
林道事業費	291,000	291,000
治山事業費	990,000	990,000
農林水産施設災害関連事業費	100,000	100,000
漁港事業費	189,000	189,000
漁業巡視艇建造費	317,000	317,000
共に育む「命の里」新展開事業費	165,000	165,000
育成型設備投資支援事業費	790,000	790,000
京都産業立地促進事業費	865,000	865,000
小規模企業立地・育成事業費	35,000	35,000

起債の目的	前			後		
	補 限度額 千円	正 起債の方法	正 利率 %	補 限度額 千円	正 起債の方法	正 利率 %
中小企業設備投資促進事業費	500,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	500,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
中小企業技術センター施設整備費	26,000					
地域密着型社会資本整備事業費	1,798,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	1,798,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
府民公募型整備事業費	2,395,000					
道路事業費	11,520,000					
京都府道路公社貸付金	579,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	579,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
国直轄道路事業費負担金	7,818,000					
河川事業費	4,040,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	4,185,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
砂防事業費	1,131,000					
海岸保全事業費	30,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	30,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
国直轄河川事業費負担金	3,897,000					
国直轄砂防事業費負担金	36,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	36,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内
港湾事業費	153,000					
国直轄港湾事業費負担金	589,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	589,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
ろり溪少年自然の家施設整備費	66,000	証券借入又は証券発行(他地方公共団体を含む。) 年10.0以内	66,000	証券借入又は証券発行(他地方公共団体を含む。) 年10.0以内
自然災害防止事業費	630,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	630,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
社会福祉施設等災害復旧事業費	85,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	85,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
現年発生補助災害林道復旧事業費	9,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	9,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
現年発生補助災害漁港施設復旧事業費	14,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	14,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
過年発生補助災害土木復旧事業費	3,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	3,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
現年発生補助災害土木復旧事業費	1,425,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	1,425,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
国直轄災害復旧事業費負担金	40,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	40,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
単独災害土木復旧事業費	1,742,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	1,742,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
府立学校施設等災害復旧事業費	17,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	17,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
単独災害庁舎等復旧事業費	107,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	107,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
京都府水道事業会計出資金	245,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	245,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
退職手当債	10,000,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	10,000,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。
臨時財政対策債	84,700,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	84,700,000	1 償還期間は30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。

款	項	事	業	名	金	額
	7 住	宅	費	住宅建設費		100,000 ^{千円}
11、災	管	復	旧	費	河川等災害復旧費	3,648,000

第 6 号 議 案

京都府立少年自然の家条例一部改正の件

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 1 2 月 2 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例（昭和58年京都府条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

研 修 室	1 日 に つ き	を
研 修 室	1 日 に つ き	2,000円
ク ラ フ ト 室	1 日 に つ き	2,000円

同表の備考の4中「及び研修室」を「、研修室及びクラフト室」に、「場合は」を「場合は、」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。